

「不当な解雇」「給料の不払い」等の労働問題解決を弁護士がお手伝いします!

弁護士会によるシンポジウム

主催:静岡県弁護士会 共催:日本弁護士連合会
後援:浜松商工会議所、連合静岡、西部地区労連

やらまいか! 労働審判

労働問題は
弁護士に
相談を!

「労働審判」を
もっと理解しよう!

迅速に、柔軟に
問題を解決!

浜松市
福祉交流センター
[ホール・会議室]
浜松市中区成子町
140-8

2017年
3/18(土)
開場13:15
13:30(予定)~17:00
参加無料
申込不要



できるだけ公共交通
機関をご利用ください

労働者

不当な解雇!
給料の不払い!

経営者

労働審判を
従業員から起こされた!

労働審判手続は、解雇や給料の不払など事業主と個々の労働者との間のトラブルを、実情に即し、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的としています。2017年4月からは、この制度が静岡地裁浜松支部でも実施されます。そこで当弁護士会では、労働審判が浜松支部でも実施されることの意義や手続の特徴を説明するとともに、手続の流れが理解できる“寸劇”をまじえたわかりやすいシンポジウムを開催します。多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

第1部

[基調講演]
13:30~

地域司法問題と支部における 労働審判拡大の意義

第二東京・関弁連
地域司法充実推進委員会委員
杉井 静子 弁護士



迅速、適正な解決制度としての 労働審判の意義と実績

第二東京・日弁連
労働法制委員会事務局次長
棗 一郎 弁護士



第2部

14:30~

弁護士有志による労働審判の寸劇と解説

「やらまいか自動車での解雇騒動」

●そのあとに質疑応答の時間を設けます



第3部

16:00~

無料法律相談会

●別室にて弁護士が個別にご相談を承ります

労働審判の事例を寸劇で
わかりやすく紹介(イメージ)

お問い合わせ

静岡県弁護士会 浜松支部 TEL 053-455-3009 FAX 053-452-3328

各種法律相談のご紹介

2017.1.1現在

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間

■相談料金 5,400円

民事法律扶助制度(資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度)の利用も可能。

■相談日時

静岡支部	毎週月曜日から金曜日	午前10時～12時 午後1時～4時
浜松支部	毎週月曜日から金曜日 月・水・金曜日	午前9時45分～12時 午後1時～5時
沼津支部	毎週月曜日から金曜日	午後1時～3時30分
掛川法律相談センター	毎月第3水曜日	午後1時～4時30分
※浜松支部にて予約受付		
下田法律相談センター	毎週金曜日	午後1時～4時
※沼津支部にて予約受付		

交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間

■相談料金 無料

■相談日時

静岡支部	毎週月・水曜日	午後1時30分～4時
	毎週火・木曜日	午前9時30分～12時
浜松支部	毎週火・木曜日	午後1時30分～4時
(掛川法律相談センター)	毎月第1水曜日	時間同上
沼津支部	毎週月・水・金曜日	午後1時～3時30分
(三島:第2火、伊東:第3火、下田:第4月	時間同上)	

クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。破産・再生・任意整理(過払い金返還請求を含む)等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間

■相談料金 無料

■相談日時

静岡支部	毎週月・水曜日	午前10時～12時
	毎週火・木曜日	午後1時30分～4時
	毎週金曜日	午前10時～12時
		午後1時30分～4時
浜松支部	毎週月・水・金曜日	午後1時30分～5時
	毎週火・木曜日	午前10時～12時
沼津支部	相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。	

労働と生活に関する相談窓口

解雇や賃金未払い等の労働問題(労働者の方からのご相談に限りません)、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介致します。

■相談料金 初回相談料は無料

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで

■相談料金 無料

■相談日時

静岡支部	毎週水曜日	午後1時～4時
浜松支部	毎週金曜日	午後1時～4時
沼津支部	相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。	

※出張相談(有料)も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

※高齢者を対象とした無料電話相談も行っています。県弁護士会の最寄りの支部にお申し込みください。

犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。犯罪被害者支援に精通した弁護士が、犯罪被害に関する全般的な相談(刑事手続参加、加害者対応等)をお受けいたします。

■相談時間 30分程度

■相談料金 初回相談料は無料

■相談日時

静岡支部	毎週木曜日	午前10時～11時30分
浜松支部	沼津支部	相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、相談日時を決定(場所は原則として担当弁護士事務所)

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん・仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乘ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます(有料)。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度(資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度)の利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部へ電話にて申込。

■電話受付時間 平日 午前9時～12時、午後1時～5時
当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。

静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

TEL.054(252)0080

浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1

TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町24-6

TEL.055(931)1848